

山梨県境川自転車競技場における 感染拡大予防ガイドライン

R2・6・19～

【 3密の回避 】

① 換気設備の設置等（「密閉」の回避）

- ・ 一人あたりの必要換気量を確保する。換気設備により必要換気量が確保できない場合は、30分に 1回、5分程度、2方向の窓とドアを全開にして、必要換気量を確保する。

② 施設内の混雑の緩和（「密集」の回避）

- ・ 入場者の制限などにより混雑度を管理する。
- ・ 予約制の活用により同時に多数の人が集まらないようにする。
- ・ 大会等の開催にあたっては、主催者側に本ガイドラインに基づく感染防止対策の提出を求め、感染防止対策を講じる大会等のみ利用を許可する。

③ 人と人との距離の確保（「密接」の回避）

- ・ 受付は、代表者 1 名により行うこととし、次の利用者まで 2 m の間隔をあけるため、床にマーキングを行う。
- ・ 受付窓口は、透明ビニールカーテンで遮蔽する。また、現金受け渡し用のコイントレーを使用する。

【 その他の感染防止対策 】

④ マスクの着用

- ・マスク着用について、職員が遵守するとともに、利用者も原則としてマスク着用とする。
- ・マスクのない場合は2 m以上の対人距離を確保する。

⑤ 手洗い・手指消毒

- ・職員は定期的に、利用者は入場時に、手指消毒、手洗いを実施する。
- ・入口に消毒液を設置して、利用者の手指消毒を促す。
- ・職員は、業務開始時や他者の接触が多い場所に触れた後、トイレの利用後などには必ず手指を消毒する。

⑥ 体調チェック

- ・職員に対して、出勤前に検温させ、業務開始前に体調確認を行う。

発熱（例えば平熱より1度以上）や軽度であっても風邪症状（せきやのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状がある場合には、出勤を停止する。
- ・入場者に対して、発熱（例えば平熱より1度以上）や軽度であっても風邪症状（せきやのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状があれば入場しないように呼びかけるとともに、原則として、事前に体調確認・検温を行い、受付窓口において利用者名簿に氏名、住所、体調良否及び体温を記入させ

る。なお、事前に検温を行っていない場合は、その場で検温を行う。体調不良の場合は、施設利用をお断りする。

⑦ トイレの衛生管理

- ・不特定多数が接触する場所（便座、スイッチ、洗浄レバー等）は、午前1回、午後1回職員が清拭消毒を行う。
- ・和式トイレ及び蓋のない洋式トイレの汚物は、確実に流すよう表示して、徹底する。
- ・各トイレに石鹸を設置する。
- ・複数ある小便器は1つおきに使用するよう表示する。
- ・タオル等を持参させる。

⑧ 屋外喫煙スペースの使用制限

- ・施設内は全館禁煙
- ・指定されている喫煙場所にて、2 m以上の対人距離を確保するよう表示する。

⑨ 清掃・消毒

- ・他人と共用する物品や複数の人の手が触れる場所を消毒用アルコールや市販の界面活性剤含有の洗浄剤、漂白剤を用いて、職員が午前1回、午後1回清拭消毒する。

<高頻度に接触する部位>

ドアノブ、手すり、スイッチ、蛇口など。

- ・ゴミは、ビニール袋に密閉して捨てるように促す。

ゴミを回収する人はマスクや手袋を着用し、脱いだ後は石けんで手を洗う。

⑩ チェックリストの作成、確認

- ・感染拡大予防ガイドラインに基づくチェックリストを作成し、毎日の確認を行う。

【施設ごとの注意点等】

① トラック（周長400m）

- ・同一時間帯での練習利用は最大100人までとする。

② 格納庫

- ・格納庫をトレーニングで使用できる最大人数は、6人までとする。

③ 更衣室・シャワールーム

- ・更衣室使用の際は、最低1m（マスク着用のない場合は2m）の距離を確保する。
- ・更衣室を同時に使用できる人数は、4人とする。
- ・シャワールームは、2室を1室に利用制限する。

④ 会議室

- ・会議等での利用の場合は、最大10人までとする。
- ・会議等での利用時は、席を一つ置き、または長机1脚につき1席(椅子1脚)とする。
- ・利用終了後は、使用した長机、椅子の消毒を職員が行う。

⑤ 医務室

- ・処置等を行わない場合は、出入口や窓等を開放しておく。
- ・処置等の終了後には、職員が清掃及び消毒、換気を十分に行う。